

※ 赤字の部分が修正や見直しを行っている箇所です。

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」改定案の概要

(案)

資料2

第1章 計画改定の概要

【計画策定の趣旨】

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」の改定年を迎えることに伴い、これまでの取組の検証を行うとともに、法令等の整備や新たな人権課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、必要な見直しを行い改定するものです。

【計画の位置付け】

- ◎「守山市人権尊重のまちづくり条例」が目指す人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的とする計画
- ◎国および県が策定した関連計画、**守山市長期ビジョン2035**をはじめ、本市が策定している他の計画等と整合性を図った計画
- ◎「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

【計画の期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間（令和7年度に改定）

第2章 計画の基本的な考え方

【基本理念】

人権をおもんじ信頼しあえるまち

～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～

【基本目標】

- 1 人権意識の高揚をめざすまちづくり
- 2 人権を擁護するまちづくり
- 3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

第3章 基本施策の推進

【基本施策（全分野にわたる施策）】

- 1 人権教育・人権啓発の推進
 - (1) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発
 - (2) 人との交流を通じて学ぶ人権教育
 - (3) 学びを深める学習手法や内容の工夫

- 2 相談・支援体制の充実
 - (1) 相談窓口の周知 (2) 関係機関との連携 (3) 相談員の資質の向上
 - (4) 人権擁護関係委員等との連携の充実

- 3 人権尊重を基調とする総合施策の推進
 - (1) 人権尊重の視点に立った施策の推進
 - (2) 個人情報保護（プライバシー保護）
 - (3) 職員の資質の向上・先導的役割の推進

第4章 分野別施策の推進

【分野別施策（人権に関する分野ごとの施策）】

1 同和問題

- 学校・園における人権・同和教育の充実
- 地域における人権・同和教育の推進
- 企業・事業所における人権意識の向上
- 市民に対する啓発活動の充実
- えせ同和行為の排除
- 「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発
⇒ オンライン申請開始

4 障害者の人権

- 障害者に対する虐待防止の推進
- 権利擁護の充実
- 障害を理由とする差別の解消
- ユニバーサルデザインの促進
- 地域における生活支援
- ノーマライゼーションの理念等の普及

7 患者的人権

- 患者等に対する差別の解消
- 感染症に関する正しい知識の普及・啓発

2 女性の人権

- 女性に対するあらゆる暴力防止の推進
- 困難な問題を抱える女性への支援の推進
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 固定的な性別役割分担意識の解消
⇒ 困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の施行（R6.4）

5 高齢者的人権

- 高齢者に対する虐待等の防止の推進
- 認知症の人等への支援
- 単身高齢者等への支援
- ユニバーサルデザインの促進
- 福祉・介護サービスの充実
- 社会参画の促進

8 性的指向・性自認等

- 啓発活動の推進
- 子どもに対する教育の充実
⇒ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律の施行（R5.6）
⇒ 滋賀県パートナーシップ宣誓制度開始（R6.9）

3 子どもの人権

- 幼児・児童等に対する虐待防止の推進
- いじめ防止の推進
- 不登校の児童・生徒に対する支援の充実
- 子どもの貧困対策の推進
- 子どもの権利の普及・啓発の推進
⇒ こども基本法の施行（R5.4）
- 子育て支援の推進・充実
- 子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進

6 外国人の人権

- 外国人に対する差別の解消
- 外国語による情報提供、日本語指導の推進
- 外国人に対する就労支援
- 多文化共生社会・国際理解の推進
- 外国人児童・生徒への教育
- 国際理解教育の推進

9 インターネットによる人権侵害

- 関係機関との連携による対応
- 啓発・広報の推進
- 子どもに対する教育の充実
- 職員・教職員等の研修の充実
⇒ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の施行（R7.4）

10 その他の人権

- 災害発生時の人権問題
- ホームレスの人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 刑を終えて出所した人とその家族の人権
- 北朝鮮拉致被害者的人権
- アイヌの人々の人権
- ゲノム情報（遺伝情報）

第5章 計画の総合的な推進

1 推進体制

- 2 関係機関・団体との連携
- 3 計画の進行管理

■計画推進の目標値（改）

指標	現状値 R1年度	実績値 R6年度末	目標値 R7年度	目標値 R12年度	データの出典
○差別を許さない意識	78.3%	86.1%	85.0%	90.0%	市民意識調査
○人権研修会に参加したことがある人の割合	43.7%	26.7%	50.0%	55.0%	
○同和問題解決に向け能動的に取組む意識	24.3%	26.5%	30.0%	35.0%	
○人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合	34.3%	44.0%	40.0%	50%※	

※実績値が中間年の目標値（R7年度）を上回るため、計画終期の目標値（R12年度）を変更するもの（45.0%→50%）